第十五条　その他の防止措置

1　締約国は、第六条に規定する行為が、利益を得るために組織的な犯罪集団により頻繁に行われる犯罪活動であるという事実及び関係する移民に重大な危険をもたらすという事実について公衆の意識を向上させるため、広報事業計画を定め、又は強化することを確保するための措置をとる。

2　締約国は、国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約第三十一条の規定に従い、移民となる可能性のある者が組織的な犯罪集団の被害者となることを防止するため広報の分野において協力する。

3　締約国は、適当な場合には、移民を密入国させることに係る社会経済上の根本的な原因（貧困、不十分な開発等）と戦うため、移住の社会経済上の現実を考慮し、並びに経済的及び社会的に低迷している地域に特別の注意を払い、国内的、地域的及び国際的な開発計画及び協力を促進し、又は強化する。

第十六条　保護及び援助に関する措置

1　締約国は、この議定書の実施に当たり、国際法に基づく義務に従い、第六条に規定する行為の対象となった者の権利であって適用可能な国際法に基づいて与えられるもの、特に、生命に対する権利及び拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けない権利を保全し、及び保護するため、すべての適当な措置（必要な場合には、立法を含む。）をとる。

2　締約国は、第六条に規定する行為の対象であるという理由により個人又は集団が加えることのある暴力から移民を適切に保護するため適当な措置をとる。

3　締約国は、第六条に規定する行為の対象であるという理由によりその生命又は安全が脅かされている移民に適当な援助を与える。

4　締約国は、この条の規定を適用するに当たり、女性及び児童の特別の必要性を考慮する。

5　締約国は、第六条に規定する行為の対象となった者を抑留する場合には、領事関係に関するウィーン条約に基づく義務（適用可能な場合には、領事官に対する通報及び領事官との通信に関する規定についてその者に遅滞なく告げる義務を含む。）を遵守する。

第十七条　協定及び取極

締約国は、次の事項を目的とする二国間の若しくは地域的な協定又は運用上の取極若しくは了解を締結することを考慮する。

(a)　第六条に規定する行為を防止し、及びこれと戦うために最も適当かつ効果的な措置を定めること。

(b)　締約国間でこの議定書の規定の効果を高めること。

第十八条　密入国の対象となった移民の送還

1　締約国は、不当に遅滞することなく、第六条に規定する行為の対象となった者であって、自国民であるもの又は送還する時点で自国に永住する権利を有するものの送還を容易にし、及び受け入れることに同意する。

2　締約国は、自国の国内法に従い、第六条に規定する行為の対象となった者であって受入国の領域に入った時点で自国に永住する権利を有していたものの送還を容易にし、及び受け入れる可能性を考慮する。

3　受入締約国の要請がある場合には、要請を受けた締約国は、不当に遅滞することなく、第六条に規定する行為の対象となった者が自国民であるか否か又は自国に永住する権利を有するか否かを確認する。

4　締約国は、第六条に規定する行為の対象となった者が自国民である場合又は自国に永住する権利を有する場合であって、受入締約国の要請があるときは、その者が適正な文書を所持していなくてもその送還を容易にするため、その者が自国の領域に渡航し、及び再入国することができるようにするために必要な旅行証明書又はその他の許可書をその者に対し発給することに同意する。

5　第六条に規定する行為の対象となった者の送還に関係する締約国は、秩序ある方法で、かつ、その者の安全及び尊厳に妥当な考慮を払いつつ、その送還を行うためにすべての適当な措置をとる。

6　締約国は、この条の規定の実施に当たり、関連する国際機関と協力することができる。

7　この条の規定は、受入締約国の国内法により第六条に規定する行為の対象となった者に与えられるいかなる権利も害するものではない。

8　この条の規定は、第六条に規定する行為の対象となった者の送還について全面的又は部分的に定める他の適用可能な二国間若しくは多数国間の条約又は運用上の協定若しくは取極に基づく義務に影響を及ぼすものではない。

Ⅳ　最終規定

第十九条　保留条項

1　この議定書のいかなる規定も、国際法（国際人道法並びに国際人権法、特に適用可能な場合には、千九百五十一年の難民の地位に関する条約及び千九百六十七年の難民の地位に関する議定書並びにこれらに含まれるノン・ルフルマン原則を含む。）の下における国家及び個人の他の権利、義務及び責任に影響を及ぼすものではない。

2　この議定書に規定する措置は、第六条に規定する行為の対象であることを理由に人を差別的に取り扱うことがないように解釈され、かつ、適用される。これらの措置の解釈及び適用は、国際的に認められた無差別の原則に従う。

第二十条　紛争の解決

1　締約国は、この議定書の解釈又は適用に関する紛争を交渉によって解決するよう努める。

2　この議定書の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって合理的な期間内に解決することができないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日の後六箇月で仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

3　締約国は、この議定書の署名、批准、受諾若しくは承認又はこの議定書への加入の際に、2の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において2の規定に拘束されない。

4　3の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長に対する通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第二十一条　署名、批准、受諾、承認及び加入

1　この議定書は、二千年十二月十二日から十五日まではイタリアのパレルモにおいて、その後は、二千二年十二月十二日までニューヨークにある国際連合本部において、すべての国による署名のために開放しておく。

2　この議定書は、また、地域的な経済統合のための機関の構成国のうち少なくとも一の国が1の規定に従ってこの議定書に署名していることを条件として、当該機関による署名のために開放しておく。

3　この議定書は、批准され、受諾され、又は承認されなければならない。批准書、受諾書又は承認書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その構成国のうち少なくとも一の国が批准書、受諾書又は承認書を寄託している場合には、当該機関の批准書、受諾書又は承認書を寄託することができる。当該機関は、当該批准書、受諾書又は承認書において、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。

4　この議定書は、すべての国又は地域的な経済統合のための機関であってその構成国のうち少なくとも一の国がこの議定書の締約国であるものによる加入のために開放しておく。加入書は、国際連合事務総長に寄託する。地域的な経済統合のための機関は、その加入の際に、この議定書の規律する事項に関する自己の権限の範囲を宣言する。また、当該機関は、自己の権限の範囲の変更で関連するものを寄託者に通報する。